

「くじ」による落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、落札者となるべき同価格の入札者が二人以上ある場合のくじの方法は次のとおりとし、これにより落札候補者（以下「落札者」という）を決定する。

【くじの方法】

- (1) くじ対象者に入札書到着順に0から番号（くじ順）をつける。
- (2) くじ対象者の入札書に記載された数字を全て合計し、合計した数字を対象者数で割り、その余りを求める。
- (3) 余りの数字とくじ順が一致した者が落札者となる。

(例) くじ対象者が3者いる場合

入札者	くじ番号	くじ順
A	899	0
B	518	1
C	001	2

- ① くじ番号をすべて合計する。
「899」+「518」+「001」=1,418
- ② ①で合計した数字をくじ対象者数で割る。
「1,418」÷3=472 余り 2
- ③ 余りの数値とくじ順が一致した者が落札者となる。
例の場合はCが落札者となる。